

閱 覧 図 書

【 調達件名 】

令和 7 年度 焼尾国有林外境界巡検等委託業務

- 1 入札説明書
- 2 入札者注意書
- 3 【様式 1】競争参加資格資料
- 4 【様式 2】入札書
- 5 【様式 3】委任状
- 6 委託契約書（案）
- 7 （参考資料）報告例

三重森林管理署

入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第 2 条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。

(5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。

ならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則 2 回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも 3 回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退す

るときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

(3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合

評価点が最高であった者)を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないところがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする))。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないところがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等にした契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあつては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

【様式 1】

令和 年 月 日

競 争 参 加 資 格 資 料

分任支出負担行為担当官

三重森林管理署長 伊藤 公夫 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

令和 7 年 4 月 22 日付けで公告のありました「令和 7 年度 焼尾国有林外境界巡検等委託業務」の競争入札に参加する資格について、下記の書類を提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと、近畿中国森林管理局長から物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 10 年 1 月 14 日付け 9 林野政第 890 号林野庁長官通知）に基づく指名停止期間中でないこと並びに下記書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- 2 入札公告の 2 の（4）に該当することを証明する書類

【様式 2】

入 札 書

業務の名称 令和 7 年度 焼尾国有林外境界巡検等委託業務

延べ時間	単価	金額
376 時間	円	円

※ 1 単価欄には、1 時間（延べ時間）当たりの単価を記載する。

※ 2 金額欄には、延べ時間に単価を乗じた金額を記載する。

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額であるので、
契約金額は入札金額に上記金額の 10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契
約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 伊藤 公夫 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

【様式 3】

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 伊藤 公夫 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により _____ を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

業務の名称 令和 7 年度 焼尾国有林外境界巡検等委託業務

委託契約書（案）

委託者 分任支出負担行為担当官 三重森林管理署長 伊藤 公夫（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）は、令和 7 年度 焼尾国有林外境界巡検等委託業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

契約条項

（実施する委託内容）

第 1 条 甲は、次の業務を乙に委託し、乙は、甲又は甲の指名する職員の指示に基づき、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。当該契約を変更したときも同様とする。

- （1）委託業務名 令和 7 年度 焼尾国有林外境界巡検等委託業務
- （2）委託業務内容 別紙 1 「国有林野境界巡検等委託業務仕様書」、別紙 2—1 及び別紙 2—2 「委託業務実施計画書」に基づき業務を行うこととする。
- （3）委託契約金額 ￥ . —
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ . —）
- （4）1 時間（延べ時間）当たり単価 ￥ . —
（ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。）
- （5）履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日までの期間で延べ 376 時間とする。
- （6）委託業務実施場所 別紙 1 「国有林野境界巡検等委託業務仕様書」 2 に記載する場所とする。

（契約保証金）

第 2 条 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金納付は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

（権利義務の譲渡制限）

第 3 条 乙は、この契約に属する権利又は義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡することができない。

（再委託の制限及び承認手続き）

第 4 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ様式 1 「委託契約再委託承認申請書」に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方

の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託事業を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

(委託業務従事者の届出)

第5条 乙は、契約の履行に当たり業務従事者を選任し、甲に様式2「委託業務従事者届」を提出するものとする。

(監督職員)

第6条 甲は、乙の業務履行について監督を行う監督職員（以下「監督職員」という。）を定め、書面によりその官職と氏名等を乙に通知するものとする。

- 2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、指示を行う。
- 3 監督職員は、業務の履行について、乙から報告のあった報告書その他について確認し、甲に報告する。

(実施報告)

第7条 乙は、委託業務の成果を記載した様式3「委託業務実施報告書」を1箇月ごとに、監督職員経由で甲に提出するものとする。

(検査)

第8条 甲は、前条に規定する様式3「委託業務実施報告書」の提出を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査するものとする。

(委託費の額の決定)

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託業務が契約書及び仕様書の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、「委託費確定通知書」により乙に通知するものとする。

なお、監督職員を2名以上定めた場合において、それぞれに第7条に規定する様式3「委託業務実施報告書」が提出された場合、「委託費確定通知書」は月ごとの実施分をまとめて通知するものとする。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、前条の通知を受けたときは、書面をもって甲に代金の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内にその支払いを行うものとする。

(情報の保持)

第11条 乙は、この契約に属する知り得た情報をこの契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。

(委託業務の変更等)

第12条 甲は、必要があると認めたときは、契約を変更し、又は中止することができるものとする。

この場合において、甲乙協議のうえ、書面によりこれを定める。

2 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により、委託業務の遂行が困難となったときは、様式4「委託業務中止（廃止）申請書」を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除するものとする。

3 前2項の規定により契約を解除したときは、第8条、第9条及び第10条の規定に準じて精算するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約履行期間内に契約を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに、委託業務を開始すべき時期を過ぎても委託業務を行わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認めるとき。
- (4) 乙が天災不可抗力、その他正当な理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、委託契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（令和16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（令和14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（令和11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条各号の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(物品管理)

第15条 甲は、委託業務の実施に必要な貸与物品を別紙3「貸与物品内訳表」により乙に貸与するものとし、乙は、物品の受領後速やかに、様式5「貸与物品受領書」を甲へ提出しなければならない。

乙は、貸与を受けた物品を善良な管理者の注意をもってこれを管理し、当該契約業務が完了後または中止となった時は貸与物品を遅滞なく甲へ返納しなければならない。

なお、乙は貸与物品を故意又は過失により損傷あるいは紛失した場合は、甲の請求する額を弁償するものとする。

(報告義務)

第16条 乙は、労働災害（死亡災害又はこれに準ずる重大災害）が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、委託契約金額（この契約締結後、委託契約金額の変更があった場合には、変更後の委託契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(違約金等の徴収)

第18条 乙がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託契約金額支払いの日まで、国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(暴力団排除に関する特約)

第19条 特約条項は別紙 4 のとおりとする。

(契約外事項)

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ、定めるものとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲） 住所 三重県亀山市本町 1－7－13

氏名 分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 伊藤 公夫 印

受託者（乙） 住所

氏名 印

国有林野境界巡検等委託業務仕様書

1 委託業務内容

乙は、国有林野の境界巡検等を実施するに当たり、次の業務について行うものとする。

なお、巡検に当たっては適宜、境界標識、境界線、隣接地及び国有林野等の写真撮影を行い、状況確認等に資するものとする。

- (1) 図簿と現況を照合し、国有林野の境界線及びその周囲において、隣地開発、伐採植栽等に起因する境界侵害又は境界標識毀損等の異状の有無について確認すること。
- (2) 図簿と現況により境界標識の種類及び番号等を確認し、境界標識の異状の有無について確認すること。なお、境界標識に異状が認められた場合には、その容態（不明、傾斜、転倒、摩耗、折損、露出、番号不正、位置不正、方向不正等）を記録すること。

2 委託業務実施場所

国有林名	境界種別	境界番号
引台国有林	I	1671～1708
松林坊国有林	I	1230～1266
焼尾国有林	I	86～193
美泥国有林	I	374～498 の 2
青岳国有林	II	1～238, 151～229 の 1
焼尾（西山）国有林	II	1, 3, 4, 6 号孕在地
焼尾国有林	II	1666～12
焼尾国有林	II	1580～1574 の 8
焼尾国有林	II	1～1783 補 1
焼尾国有林	II	1687～2
入丸国有林	II	176～197 の 3
入丸国有林	II	1～11（二孕在地）
松林坊国有林	II	15～20, 32, 33 号孕在地

のうち別途指示する「国有林野巡検等業務位置図」に示す区域とする。

3 業務の実施人数等

1 回につき、最低 2 名の行動で（1 人につき）4 時間又は 8 時間行うこと。

4 業務実施報告

乙は、委託業務を実施した日毎に「業務日誌」を作成し、委託契約書第 7 条に定める様式 3「委託業務実施報告書」に添付のうえ、監督職員へ提出すること。

- (1) 業務日誌には、異状の有無にかかわらず委託業務を実施した箇所の写真及び撮影した箇所を明記した図面を添付すること。
- (2) 境界標識及び境界線に異状が認められた場合は、その都度、監督職員又は甲に速やかに報告すること。

5 貸与物品

- (1) 甲は、委託業務対象国有林の基本図、国有林野施業実施計画図、国有林野標識原簿（副本）写し、標識巡検簿写し等の必要な図簿類を貸与するものとする。
- (2) 乙は、受託業務従事中は甲が貸与する保安帽及び証明書を着用するものとする。
- (3) 甲は、写真撮影用の写真機及びフィルムまたはデジタルカメラを貸与するものとし、乙は撮影したフィルムまたはデータファイルを適宜甲に提出し、甲は現像、焼付け等をしたうえで当該写真を乙に交付するものとする。
- (4) 乙は、交付を受けた写真の撮影日時、場所及び状況説明等を整理のうえ、委託契約書第7条に定める様式3「委託業務実施報告書」に添付するものとする。

6 安全の確保

乙は、安全に関する諸法令及び通達等を遵守し、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

7 その他

受託業務の具体的な指示は、監督職員が毎月「委託業務指示書」により行うこととするが、契約書及びこの仕様書にない軽微な事項については、監督職員の指示を求めるものとする。

令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
I種境界 位置図

【場所：三重県伊賀市 引台・松林坊国有林】
(縮尺：1/20,000)

界1266号
(1230~1266)

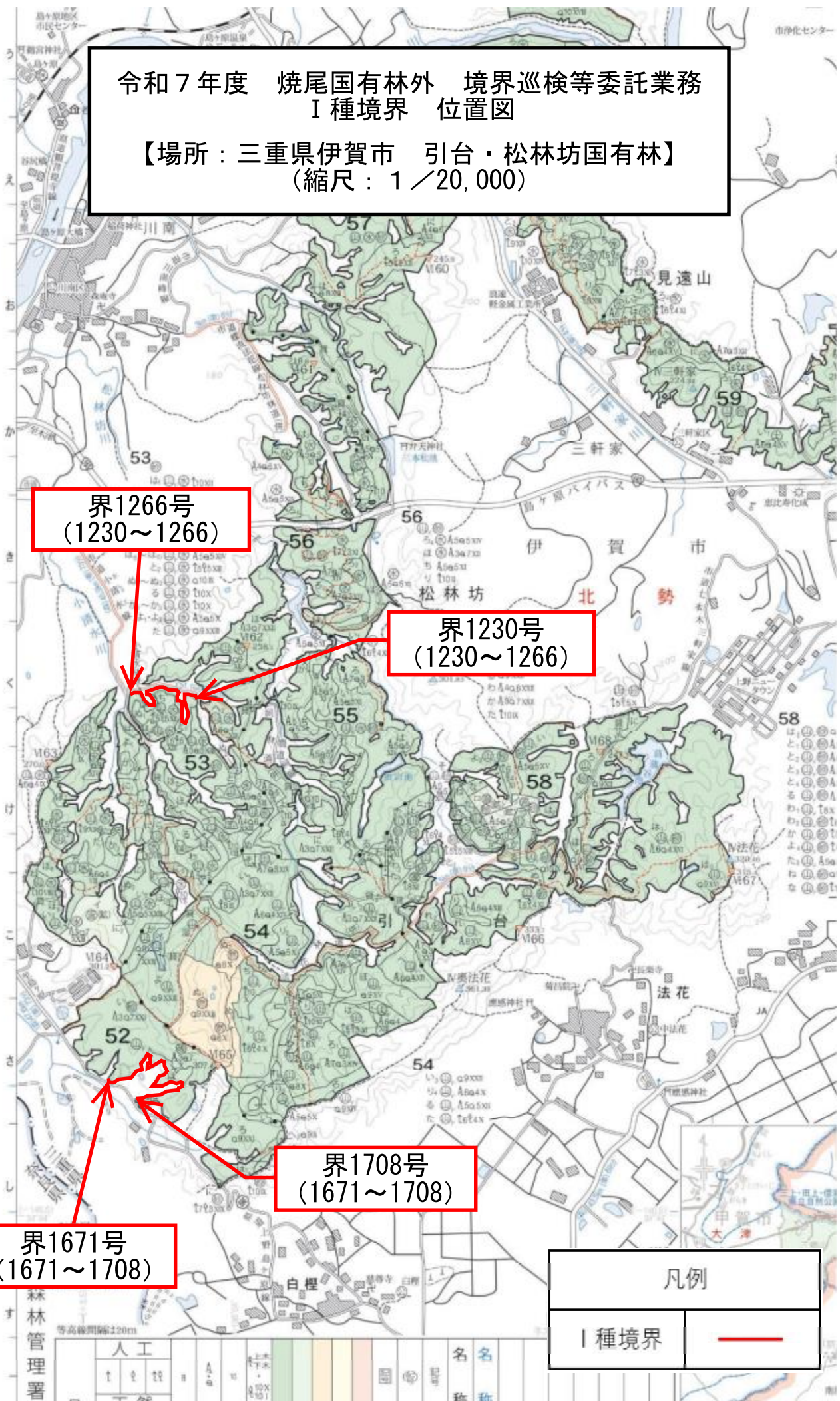
界1230号
(1230~1266)

界1708号
(1671~1708)

界1671号
(1671~1708)

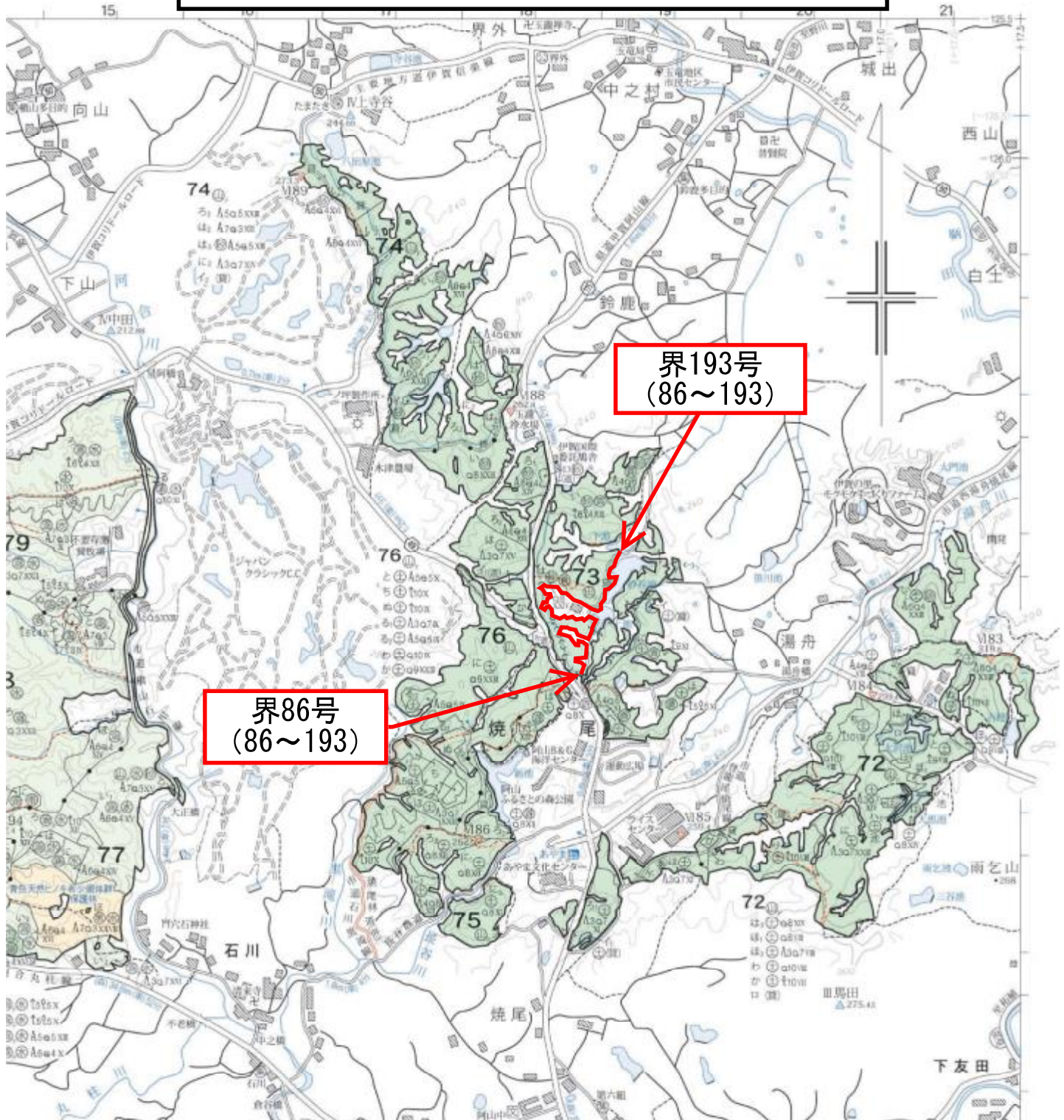
凡例

I種境界



令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
I種境界 位置図

【場所：三重県伊賀市 焼尾国有林】
(縮尺：1/20,000)



凡例

I種境界



令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
I種境界 位置図

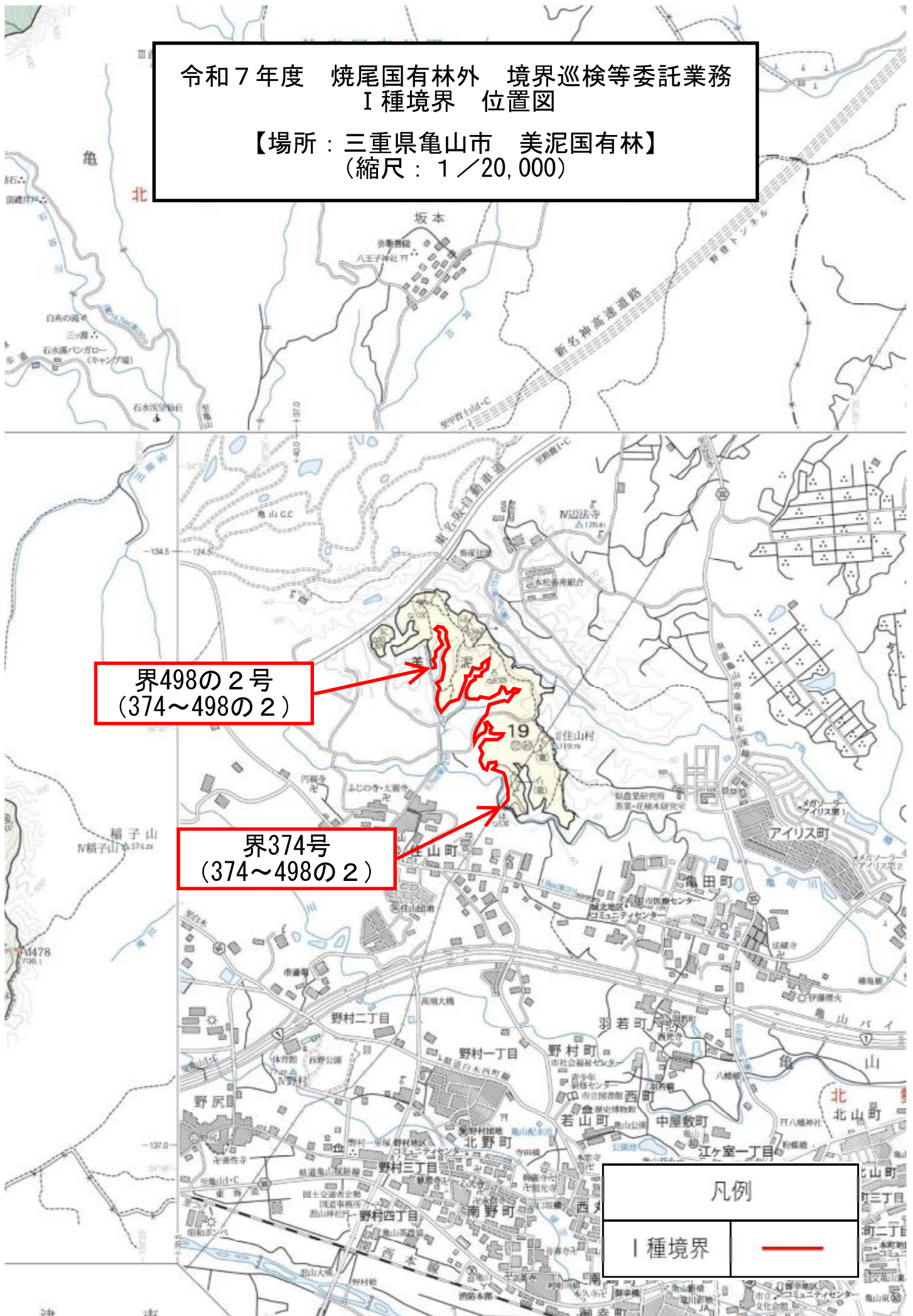
【場所：三重県亀山市 美泥国有林】
(縮尺：1/20,000)

界498の2号
(374~498の2)

界374号
(374~498の2)

凡例

I種境界



令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
Ⅱ種境界 位置図

【場所：三重県伊賀市 青岳国有林】
(縮尺：1/20,000)

流域森林計画

森林計画区

施業実施計画図

3年度策定
片の内の
森林管理

大津
107

三郷山
108

界151号
(151~229の1)

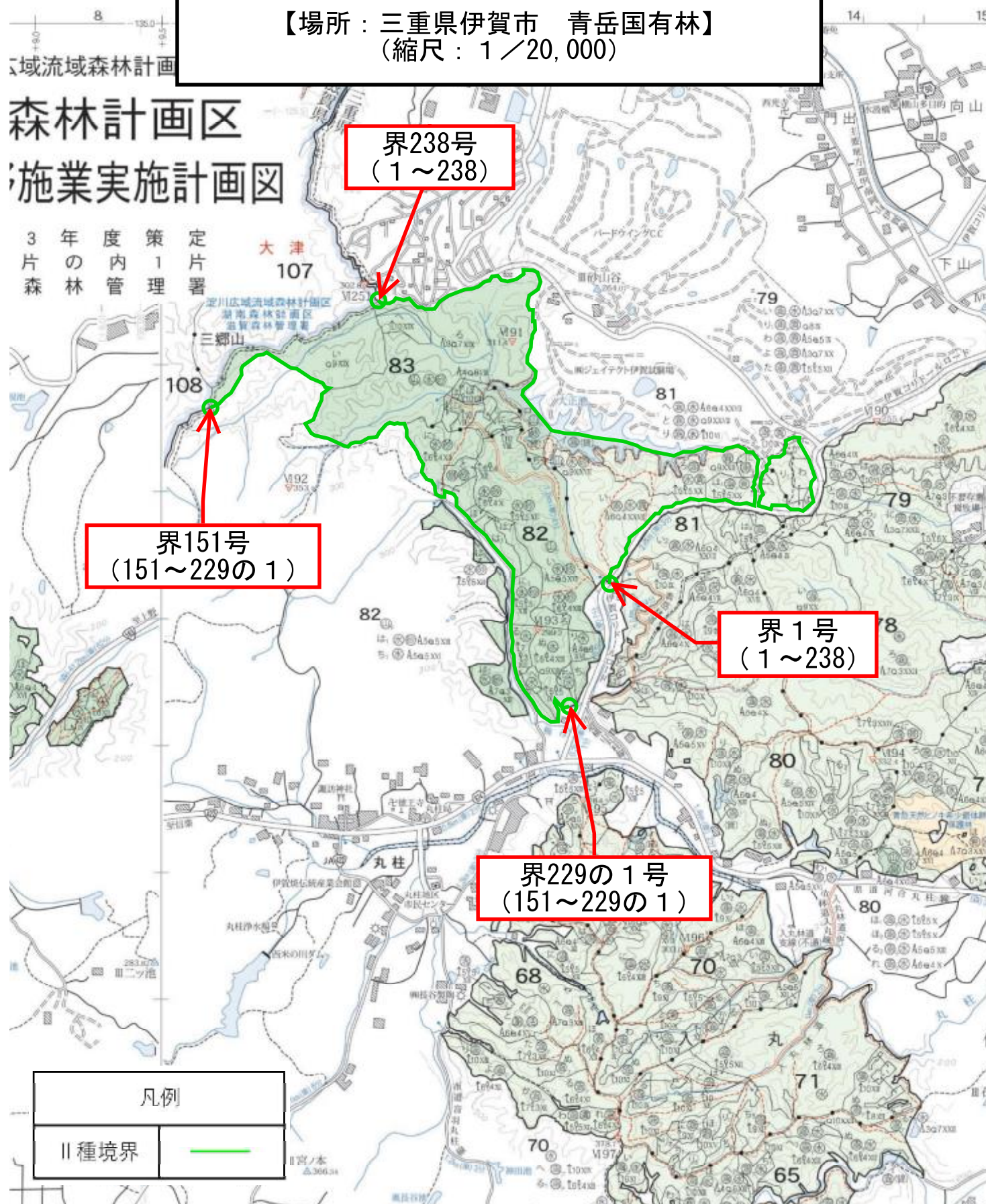
界238号
(1~238)

界1号
(1~238)

界229の1号
(151~229の1)

凡例

Ⅱ種境界



令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
Ⅱ種境界 位置図

【場所：三重県伊賀市 焼尾国有林】
(縮尺：1/20,000)

界1～43号
(3号孕在地・に)

界1～114号
(4号孕在地・ほ)

界1～27号
(6号孕在地・と)

界1号
(1～1783補1)

界1580～1574の8号

界1687～2号

界1666～12号

界1783補1号
(1～1783補1)

界1～37号
(1号孕在地・い)

凡例

Ⅱ種境界



令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
Ⅱ種境界 位置図

【場所：三重県伊賀市 入丸国有林】
(縮尺：1／20,000)

